

特定非営利活動法人たかはらんど 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称を特定非営利活動法人たかはらんどとします。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、島根県邑智郡邑南町に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、邑南町並びに高原地区へのまちづくりへの事業を推進し誰もが住みやすく、誇りに思えるまちづくりに寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高原地区を中心とした地域振興イベント事業
 - ② 子ども達への郷土教育を中心とした教育事業
 - ③ 高原地区を中心とした観光事業
 - ④ 高原地区への移住定住振興事業
 - ⑤ 独身者への繋がりを生む縁むすび事業
 - ⑥ 子ども達への福祉・教育事業
 - ⑦ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 映像・写真・ホームページ等の製作、販売事業
 - ② 空き家賃貸・貸しスペース・シェアハウスの運営事業
 - ③ ラベル・チラシ・ポスター等の印刷販売業
 - ④ 障害者の就労支援事業

- ⑤ 学力向上の為の学習塾事業
- ⑥ 飲食店・食品製造販売業
- ⑦ 宿泊業
- ⑧ 観光ガイド業
- ⑨ サウナ業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員を特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上に規定されている社員とします。

- (1) 正会員(社員) この法人の目的に賛同し、法人の運営に関与する意志を持って入会した個人及び団体です。社員総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、この会の活動を財政的に支援するために入会した個人及び団体です。社員総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決に加わることはできません。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2 この法人に会員として入会しようとする人(団体を含む)は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

3 入会の申込に対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次のときに、会員の資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第10条 会員がこの法人の目的又は定款の定め に反する言動をした場合又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができます。

2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 役員は正会員である個人の中から、理事会において選任します。

3 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とします。

4 理事長、副理事長2人を理事会において互選します。

(選任の制限)

第12条 役員を選任については次の制限があります。

- (1) それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族で役員に選任できるのは1人までです。
- (2) それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者及び三親等内の親族の合計人数が役員の総数の3分の1を超えてはなりません。

2 その職務の公平性を保つために監事は、理事又は職員を兼ねることはできません。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。(理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ち得ません。)

2 副理事長は、理事長を補佐します。また理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め定めた順番により代表権を持つ理事長の職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

4 監事は、次の職務を行います。

- (1) 理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。
- (2) この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査します。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告することとします。
- (4) 前号の報告のために必要があるときは、社員総会を招集することができます。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるために理事会の招集を請求することができます。

(任期等)

第14条 役員任期は、就任から2年間とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠として就任した役員又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期と揃えるために前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 理事長は、辞任又は任期満了後においても、代表権者が不在なために法人に損害が生じる虞があるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。

(解任)

第15条 役員が次の各号のうちの一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき
- (2) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第16条 この法人が役員報酬を支払うことができる役員数は、役員総数の3分の1以下です。他の役員には、名称の如何を問わず報酬を支払うことができません。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

(利益相反)

第17条 法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。

(職員)

第18条 この法人に、必要に応じて事務局長その他の職員を置きます。

2 職員は、理事長が任免します。

第5章 社員総会

(社員総会の種別)

第19条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とします。

(構成、権能)

第20条 この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。

2 以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 解散し、清算事務を終えたのちの残余財産の譲渡先を決定すること

(5) 社員総会で議決する必要があると理事会が決議した重要事項

(開催、招集)

第21条 毎年1回、事業年度の開始の日から3か月以内に通常社員総会を開催します。

2 社員総会は、この定款の第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合を除き、理事長が招集します。

3 臨時社員総会は次のときに開催します。

(1) 理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき

(2) 正社員(正会員)総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の要求があったとき

(3) この定款の第13条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき

4 理事長は、前項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その議決又は請求の日から10日以内に臨時社員総会を招集します。

5 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を正会員に対し書面又は電磁的方法で開催の日の少なくとも5日前までに通知します。

(議長、定足数、議決)

第22条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。

2 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。ただし、緊急の場合については、社員総会出席者の2分の1以上の同意があればその事項について議決を行うことができます。

3 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(オンライン出席も含む)がなければ成立しません。

4 社員総会の議事は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決又は否決を決定します。

5 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなします。

(表決権等)

第23条 正会員の表決権は、1個人1団体ともに1票です。

2 社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 書面表決(電磁的方法を含む)又は表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。

4 社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(社員総会の議事録)

第24条 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(電磁的方法を含む書面表決者及び表決委任者の数を付記します。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印します。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の議決があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成します。

(1) 社員総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成、権能)

第25条 この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。

2 以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算並びにその変更

(3) 役員の選任および解任、職務及び報酬

- (4) 会費の額
- (5) 金融機関からの資金借入、他人の保証人になる等の義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 会員の除名
- (8) 社員総会で議決をする必要があると理事が判断した重要事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第26条 理事会は、次のときに開催します。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定による請求があったとき。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければなりません。

(議長、定足数、議決)

第28条 理事会の議長は、理事長が務めます。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。

3 理事の表決権は、1人1票です。

4 理事会は、出席(オンライン出席を含む)した理事が合議しなければならず、電磁的方法を含む書面表決及び委任表決は、認められません。

5 理事会の審議事項の内容に特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

6 理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する理事と否決する理事の数が同数のときは、議長が可否を決めることにします。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数並びに出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印します。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とします。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳します。
- (2) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいいます)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とします。

(事業報告、決算、事業計画、予算)

第32条 この法人の事業報告書及び決算書は、毎事業年度終了後理事長が作成し、監事が監査をおこない、理事会の議決を受けなければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。

3 事業計画および活動予算は、理事会の議決を経なければなりません。事業計画及び活動予算は、理事会の議決で変更できるものとします。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

5 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から3月末日とします。

第8章 定款変更及び合併

(定款の変更)

第34条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の2分の1以上の多数によって議決しなければなりません。

2 変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には、所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。

(1) 目的

(2) 名称

(3) この定款第4条に記載した特定非営利活動の種類及び第5条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)

(5) この定款第6条第1号、第7条、第8条及び第9条に記載した社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除きます)

(7) この定款第16条から第21条までの会議(社員総会)に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者の事項に限り)

(10) 定款の変更に関する事項

3 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければなりません。

(解散)

第35条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散します。

2 社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承認を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が解散(合併又は破産による解散をのぞきます。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会において議決した者に全額譲渡するものとします。この法人の役員及び会員に分配すること又はその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。

(合併)

第37条 この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び同法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第39条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができます。

2 事務局長及び職員の任免は、理事長が行います。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

第11章 雑則

(理事会への委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

【附則】

1 この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。

理事 貫里 貴恵子

鍵本 和雄

佐々木 敏影

監事 服部 功

3 設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとします。

4 設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとします。

5 設立当初の事業計画および収支予算は、第32条第3項の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによります。